#### 令和6年度 第4回 古賀市国民健康保険運営協議会 議事録 要旨

【会議の名称】 令和6年度 第4回 古賀市国民健康保険運営協議会

【日時・場所】 令和6年12月17日(火) 19:00~20:30 古賀市役所 第2庁舎5階 501~503会議室

## 【主な議題】

- 1. 国保税額の納期限(期別)ごとの金額の取り扱いについて
- 2. 国民健康保険税率の検討について
  - ・県への納付金の仮算定額を踏まえた国保税率の検討
  - ・ 答申案の検討

## 【傍聴者数】 0名

#### 【出席委員】 6名

横田昌宏会長、芝尾郁恵会長代理、大岩久夫委員、森田正浩委員、中野恵里子委員、長﨑惠子委員

欠席委員:藤井博文委員、矢野洋子委員、永嶋恵美委員

#### 【事務局】 6名

市民部長(柴田)、市民国保課長(長野)、市民国保課国保係長(前田)、市民国保課国保係2名、健康介護課健診指導係長(江野)

【配布資料】 令和6年度 第4回 古賀市国民健康保険運営協議会資料

## 【会議の内容】

- 1. 開会
- 2. 会長あいさつ
- 3. 議事
  - 1. 国保税額の納期限(期別)ごとの金額の取り扱いについて(資料1)
    - ・国保係長より資料説明
      - (会長) 第2期から第8期の税額を100円単位で揃えることで、第1期と第2期 以降の金額差が少なくなる。これは被保険者の負担が軽減されると捉えて よいか。
- (市民国保課) 年間の国保税額が減額になるわけではないが、これまで第1期と第2期以降の金額差が大きくなっていた方については第1期の負担感は軽減されると考えている。

(委員) とても良い改正だと思う。

(委員) 期別ごとの金額の取り扱いは、簡単に変更できるものなのか。

(市民国保課) 古賀市国民健康保険税条例の改正を伴うため、議会の承認は必要になる。

(会長) 県内自治体で同様に期別ごとの金額の取り扱いを100円単位としている ところはあるか。

(市民国保課) 約半数以上の自治体が100円単位の取り扱いをしている状況である。

(会長) 多数の自治体が実施しており、被保険者の負担軽減にもつながることから、 期別ごとの金額の取り扱いを変更することは差し支えないとしてよろしい か。

(各委員からの異論なし)

- 2. 国民健康保険税率の検討について
  - (1)県への納付金の仮算定額を踏まえた国保税率の検討
    - ・国保係長より資料説明
      - (会長) 改定案A~C (資料7ページ~9ページ) の内容を協議していきたいが、 パターンが多く意見がまとまりにくいと思われるため、まずは介護納付金

分の検討を行った後、後期高齢者医療支援金分について検討したい。 今後、応能割と応益割の比率は45:55に近づけていく必要はあるが、 まだ県内保険税率統一までは時期があることから、徐々に調整していけば よいのではと考えている。

- (委員) この中では3,000円の増額がよいのではないか。
- (委員) 同意見である。
- (委員) 同意見である。今後も緩やかに上げていくということであれば、今回は3, 000円の増額に留めたほうがよいのではないか。
- (委員) 介護納付金は40歳から64歳の被保険者が対象であることから、比較的 資力がある年代ではないかと考えるが、今後2年ごとに国保税の在り方を 見直すということであれば、まずは3,000円の増額として都度調整して いくのもよいとは思う。
- (会長) 今後、国保税の見直しを2年ごとに行えば、ちょうど2年後の令和8年度 に県から示される方針を踏まえて再検討できる可能性がある。所得が低い 方には国保税の軽減がかかるとはいえ、できるだけ被保険者の負担を減ら すために上げ幅は少ないほうがよいのではないか。
- (委員) 今回大幅に増額すれば次回は微調整程度の増額でよい、とのことなら今回 の増額で標準税率に近づけてもいいと思うがおそらくそのようなことには ならないと思うので、まずは3,000円としたほうがよいのではないか。
- (会長) 他に意見がないようであれば、介護納付金は3,000円の増額とし、後期 高齢者医療支援金分は、資料9ページの〈パターンC〉の中から検討したい がよろしいか。

(各委員からの異論なし)

- (会長) では、〈パターンC〉から後期高齢者医療支援金分の改定額を検討したい。 納付金仮算定額がこれまでの見込みを下回っていたという事務局からの報告も踏まえ、委員の意見を募りたい。
- (委員) 改定案C-6の1,500円ずつの増額が妥当ではないか。
- (委員) 改定案C-11の1,000円ずつの増額では、やはり次回の改定時に大幅 に増額することになるだろうか。
- (会長) そのような可能性もあると考えられる。
- (委員) 今後も後期高齢者の人口は増加する。今回1,000円ずつの増額とした場合は後期高齢者医療支援金分の財政が赤字となって次回の改定時に大幅に増額する必要が生じる可能性はあるため、今回は改定案C-6でもいいのではないか。

(会長) 改定案C-6であれば、2年後に国保税を見直すとしてもその時点で基金 残高が 2. 9 3 億円残る試算であるため、後期高齢者医療支援金分につい ては 1, 5 0 0 円ずつの増額としたいがよろしいか。

(各委員からの異論なし)

(会長) それでは後期高齢者医療支援金分は均等割と平等割をそれぞれ1,500 円の増額、介護支援金分は3,000円の増額とする案を運営協議会の意見 としたい。

(各委員の異論なし)

## (2)答申案の検討

- ・国保係長より資料説明
  - (会長) 今回決定した内容を、事務局が答申案としてまとめ、次回はその案について協議することとなる。答申には付帯意見として今後の国保税のあり方についても記載するため、委員の皆さんの意見を伺いたい。

資料11ページの「(1)令和7年度以降の国民健康保険税率改定について」では、皆さん審議の時点から2年ごとに見直しを行うなら上げ幅は最小限にとのことであったため、案②を採用するということでよろしいか。 (各委員からの異論なし)

(会長) 次に、「(2)賦課割合(応能割と応益割の比率)について」は案①のみであるため、最終的には次回確認することとして今回はこのままとしてよろしいか。

(各委員の異論なし)

- (会長) 次に、「(3)介護納付金分について」については、現在古賀市の介護納付金が2方式であり、県が示す標準税率は3方式であることから検討が必要であるが、次回の改定時に3方式とすると明言している案①は時期尚早と感じる。
- (委員) 同意見である。
- (会長) それでは(3)については案②を採用するということでよろしいか。 (各委員からの異論なし)
- (会長) 次に「(4)子ども・子育て支援金分について」は令和8年度から新設されるものであるため、案①のとおり県が示す標準保険税率に沿った税率とすれば今後の調整も不要となる。したがって案①を採用してよいと思うが、ご意見をいただきたい。
- (委員) 同意見である。

- (委員) 資料に記載されている「加入者一人当たり支援金額」は年額か、月額か。
- (市民国保課) 資料は月額で記載されている。また、一人当たりの平均額であるため、被 保険者によっては、ここに示されている額より高い場合も低い場合もある。
  - (会長) では、(4)に関しては案①の通りとしたい。以上で答申案については一通り協議を行ったが、答申について事務局から連絡事項はあるか。
- (市民国保課) 次回の協議会で、本日協議いただいた内容を答申案としてまとめ、示させていただく。1月上旬に示される県納付金の本算定の内容を踏まえながら、確認していただきたいと考えている。

## 3. その他

・議事録署名委員は、会長から芝尾委員を指名。

#### 4. 閉会

# 【署名 古賀市国民健康保険条例施行規則第8条 】

会長	
会長の指名する出席委員	